

第2部 各論

第1節 地域における子育ての支援

(1) 施策 - 1 保育サービスの拡充

【現況と課題】

近年女性の就業率が高まっており、特に25～29歳の子育て期の女性の就業率が高く、このため、保育園の入園率も高まっています。こうした中、本市では前期計画期間中において、既設保育園の定数増や佐倉地区における認可保育園の新設等によって270人の受入れ枠の拡大を行いました。しかし、依然として待機児童の解消には至っていないのが現状であり、引き続き待機児童の解消に努めるとともに、受入れ枠の拡大に伴う保育士の確保と研修等を通じた保育の質の向上に努める必要があります。また、近年では就労している母親の働き方が多様化していることから、保育におけるニーズも多様化しており、延長保育や一時預かり、休日保育など多様な保育サービスの拡充が求められるようになりました。

本市においては、延長保育を全園で実施しており、そのうち5園において20時まで実施し、サービスを提供しています。また、日々保育園に通園できる程度の障害のある乳幼児についても保育園への受入れを行っており、個々の子どもの発達に合った保育に努めています。

このような中、本計画策定にあたって実施した「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」(以下、ニーズ調査と表記)では、その自由回答において、「延長保育の時間があと1時間でも長くしてもらえたら助かる」「宿泊ができる支援サービスがあることを望む」「一時保育のある保育園が少ない」「日祝日の保育サービス、病児・病後児保育がないに等しいのが残念」等の意見が挙げられました。

今後は仕事と生活の調和のとれた子育てができるよう各保育サービスの充実を一層図ることが重要と考えられます。

【施策の方向】

待機児童ゼロの推進等、保育サービスの量的な充足を目指すとともに、利用者の立場に立った保育サービスを進めていきます。また、人材の確保と資質の向上に努めます。

病児・病後児保育
病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業を指します。

	主要事業 推進主体	内 容
	保育園の受入れ体制の拡大 子育て支援課	保育園の受入れ枠の拡大により（保育園の新設、もしくは既存保育園の定数増等）待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮していきます。 【目標事業量設定】
	利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 子育て支援課	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実及び一時預かり事業の拡充を図るとともに、休日保育事業及び病児・病後時保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）を新規に実施していきます。 【目標事業量設定】 特定保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、及びショートステイ事業については、今後、ニーズの動向を見極めながら対応を検討します。
	保育士、看護師等の確保と資質の向上 子育て支援課	保育園の受入れ枠の拡大や保育サービスの多様化・拡充にあわせて、保育士、看護師等の確保を図ると同時に、より良い保育が実施できるように保育士、看護師等の資質の向上を図っていきます。
	給食内容の充実 子育て支援課	子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園における給食内容の充実を図っていきます。
	障害児保育の充実 子育て支援課	保育園における障害児受入れ体制の充実を図っていきます。
	家庭保育制度の充実 子育て支援課	家庭保育制度の充実を図っていきます。
	認可外保育施設への支援 子育て支援課	認可外保育施設への支援について検討します。
	認定こども園の整備 学務課・子育て支援課	認定こども園の整備について検討します。

(2) 施策 2 放課後児童健全育成事業（学童保育）の拡充

【現況と課題】

保護者が就労等により日中不在となる家庭の児童の健全な育成を支援するため、学童保育を実施しています。本市においては前期計画期間中に学童保育所（児童クラブ）を14か所新設し、定員数も前期計画策定時の675人から平成21年6月時点では1,295人とほぼ倍に拡大し、対象の学年も拡大するなどの取組を行い、現在では23小学校区のうち22小学校区に学童保育所（児童クラブ）が設置されるまでに至りました。しかしこのような中、入所児童数が過密となっている施設と入所児童数が数名の施設が発生するなどの課題が生じています。また、本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「佐倉市全体で6年生まで利用できるようにしてほしい」「長期休暇中のみでも利用できる体制が整うと助かる」等の意見が挙げられました。

今後はこのような課題の対策を検討するとともに、定員数や受け入れ学年の拡大に伴い、児童インストラクターの質の更なる向上に加え、インストラクターの確保が重要となっています。

【施策の方向】

サービス内容等について、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区についても対策を検討します。また、人材の確保と資質の向上に努めます。

	主要事業 推進主体	内 容
	学童保育の充実 子育て支援課	学童保育のサービス内容を再検討し、児童の健全な成長のためにより良いと思われる改善を図っていきます。 【目標事業量設定】
	学童保育所（児童クラブ）の整備 子育て支援課	学童保育所（児童クラブ）の未整備学区の解消、及び入所児童の過密の解消を図るとともに、すべての学童保育所（児童クラブ）において、小学校6年生までの受け入れを目指します。 【目標事業量設定】

(3) 施策 3 地域の子育て協力体制づくり

【現況と課題】

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。

本市においては、保育園や児童センターの地域交流事業の中でボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアの活動の場や、子育て支援を行っている団体同士の情報提供の場を提供しています。また、子育てネットワーク「佐倉子育て応援団」との協働による「子育てカレンダー」の発行や保育情報誌「さくらっ子・子育てナビ」、サポート便り等によって情報提供の支援に取り組んでいます。

今後も市民、関係機関、団体、行政が協働して子育て支援に取り組むことが必要であることから、子育てに関わる市民活動の奨励やボランティア、NPO の育成、また、活動の場や情報の提供等を通じて支援していくことが重要と考えています。

【施策の方向】

様々な機会・手段等を通して子育てに関する意識啓発を図っていきます。また、市民、NPO、ボランティア等が協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。

	主要事業 推進主体	内 容
	社会全体で子育てをしていく意識の啓発 子育て支援課	子育ての社会化の必要性等について、こうほう佐倉、市ホームページ、CATV 等を通じて意識啓発を推進します。
	NPO、ボランティア等の育成・支援 子育て支援課・自治人権推進課	ボランティア養成講座の開催、活動場所の支援等により、NPO、ボランティア等の育成を図っていきます。また、情報提供、市民への積極的なPR等により継続的な活動を支援します。

	ファミリーサポートセンター事業 の実施 子育て支援課	ファミリーサポートセンターを実施し、育児の援助をしたい人と、育児の援助を受けたい人の会員組織による子育ての相互援助を支援します。 【目標事業量設定】
--	----------------------------------	---

(4) 施策 4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

【現況と課題】

子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、身近で気軽に親子が交流できる場づくりや、必要な情報の提供が重要と考えられます。

本市では、家庭児童相談室や子育て支援センター、児童センター、老幼の館等において子育てに関する相談に応じています。近年、子育てに関する相談の内容は複雑、多様化していることから家庭児童相談室では、常勤の保健師・保育士・社会福祉士を配置し相談にあたっています。また、相談担当職員に対する研修を行うなど、スキルアップを図るとともに、相談窓口について、広報やホームページ、子育て情報誌を通して周知を図るなど相談体制の充実に努めています。

交流の場として、子育て支援センターでは遊びの場の提供やミニ講座等を開催しており、子育て中の親子が気軽に集える場として活用され、最近では母親だけでなく父親と子どもの利用も増えてきています。また、健康管理センターの「いちごルーム」や西部保健センターの「子育てについて話そう会」、南部保健センターの「ゆりかごタイム」では乳児を持つ親同士の交流の場となっており、参加後に保健センターを利用するなど身近な相談の場もなっています。

このような中、本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「未就学児のサークル活動が週1回くらいで、もっとたくさんあるとよい」「子どもが小学校に入ってしまうと親同士の関わりが少なくなるので、気軽に親たちが集まれる場があるとよい」「育児に関する情報など、希望者には郵送するサービスがほしい」等の意見が挙げられました。

今後も子育てに関する相談や交流の場の提供を通して、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りや

すく、わかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

また、地域の子育て支援拠点スタッフと母子保健に関わるスタッフ等が連携し、身近なところで家庭を見守る体制づくりを考えることも大切です。

【施策の方向】

保護者からの相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報等が、必要としている保護者等に的確に届くよう、様々なメディアを活用して情報提供を行っていきます。また、地域における子育て拠点となる児童センター、老幼の館等を整備・充実していくとともに、新たな建設・増築等に際しては、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。

	主要事業 推進主体	内 容
	相談体制の充実 子育て支援課・児童青少年課・健康増進課	保護者の育児不安に対応する相談体制の充実を図ります。
	子育て総合情報冊子の作成 子育て支援課	各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。 また、ホームページにも情報を掲載します。
	ホームページの活用 子育て支援課	ホームページを活用して子育て中の親が、不安や孤立感等を解消できるようにします。
	地域子育て支援拠点事業の実施 子育て支援課	子育て支援センター及び各保育園での地域子育て支援センターを充実し、子育て中の保護者の相談や気軽に集うことができる場を提供します。 【目標事業量設定】
	育児サークルへの支援 子育て支援課	市民による自発的な育児サークルが活発化するように、活動場所や情報提供等の支援をします。

	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 社会福祉課・子育て支援課・児童青少年課	民生委員・児童委員、主任児童委員とより一層の連携を図り、子育て支援を推進します。
	地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充 子育て支援課・児童センター・老幼の館	地域における子育て支援の拠点として児童センター・老幼の館の機能を整備・充実していきます。新たな建設・増築等に際しては、ユニバーサルデザインに配慮し、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。

(5) 施策 - 5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成

【現況と課題】

本市では、児童手当や児童扶養手当等の支給のほか、医療費の助成や幼稚園への就園に対する支援等の経済的な支援を行っています。

今後も子育てにおける保護者の経済的な負担を軽減するため、支援に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

幼稚園就園奨励費補助金の支給、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成などにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

	主要事業 推進主体	内 容
	幼稚園就園奨励事業等の実施 学務課	市内の私立幼稚園に対し、振興事業補助金を交付することにより、幼稚園の振興を図ります。 また、幼稚園就園奨励事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。
	児童手当、医療費等の助成 児童青少年課	児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

第2節 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

(1) 施策 - 1 妊婦に対する相談・支援の充実

【現況と課題】

妊娠期にあたる家庭に対して、妊婦訪問やマタニティクラスの実施、母子健康手帳の交付を通じて支援を行っています。

妊娠届出のあった方に妊娠から出産・育児まで一貫した健康記録として母子健康手帳を交付しており、これは母子保健との最初のコンタクトとなることから、その際最新の育児情報の提供や事業の周知を行っています。本市においては、早期の届出率は上昇しており、今後も早期届出に向けた啓発に努めることが重要と考えられます。

また、妊娠届出者や電話等での希望、若年妊婦、届出週数が遅い方などに対しては必要に応じて訪問し、安心して出産・育児に臨めるよう支援するとともに、マタニティクラスにおいて、妊娠中の健康管理に関する講義や個別相談などの実施により、正しい知識の習得と不安の軽減に努めています。マタニティクラスでは日曜日の開催をするなど、参加しやすい状況づくりを進めてきたことから、現在では母親だけでなく父親の参加も増えてきています。

今後は働いているなどの理由で訪問が出来ない場合やマタニティクラスに参加していないなど、状況の把握が困難な家庭に対してどのように支援をしていくかが課題と考えています。

【施策の方向】

妊婦及び父親が安心して、そして安全に出産を迎えられるように相談・指導体制等を充実させます。妊婦や父親に対しては、母子健康手帳の交付やマタニティクラスなど親になる自覚と学習の場を提供します。

	主要事業 推進主体	内 容
	妊婦訪問の実施 健康増進課	不安のある妊婦や健康上、指導の必要性のある妊婦などに対し、訪問による指導を実施し安心して出産ができるよう支援します。

	マタニティクラスの充実 健康増進課	マタニティクラスにおいて、喫煙・飲酒・運動等妊娠中の健康管理に関する講義を開催します。
	母子健康手帳の交付 健康増進課	母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録及び活用を促進します。

(2) 施策 - 2 母子保健相談・健診・指導の充実

【現況と課題】

乳幼児期にあたる家庭に対しては、各種相談・指導、健康診査を通じて支援を行っています。

生後4か月までの家庭に対しては全戸訪問を行うことにより、母子の健康の保持増進と育児不安への早期対応による育児支援を行っています。生後4か月の乳児に対しては、4か月児乳児相談を実施し、その成長・発達の状態の観察と保健指導を実施しており、生後8か月の乳児に対しては「もぐもぐ教室」を実施することにより、成長に応じた適切な栄養・口腔衛生指導に努めています。

健康診査については、1歳6か月児と3歳児を対象に実施しており、その受診率は8割から9割を超えているものの、今後も引き続き受診率100%を目指し、未受診者に対する訪問や電話等による状況把握に努めます。

このほか、広報やホームページ等を活用して母子保健に関する情報提供を行うことにより母子の健康増進に努めています。

【施策の方向】

母子保健の充実のため、母子保健相談・健診・指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり、孤立している保護者に対する相談等の支援に努めていきます。

	主要事業 推進主体	内 容
	乳幼児健康診査の充実 健康増進課	乳幼児健診の充実を図ります。
	乳幼児相談・指導の充実 健康増進課	乳幼児相談及び指導の充実を図ります。

訪問指導の充実 健康増進課	乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問等の家庭訪問による保健指導を充実させます。
母子保健に関する情報提供 健康増進課	こうほう佐倉、市ホームページ、CATV を活用し、母子保健に関する情報提供を拡充させます。
予防接種事業の周知 健康増進課	予防接種に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨を行います。

(3) 施策 - 3 安心できる医療の整備・充実

【現況と課題】

小児救急医療については、年中無休での対応が求められることから、佐倉市健康管理センター内の印旛市郡小児初期急病診療所において、毎夜間の午後7時から翌朝6時まで、日曜日、祝祭日、年末年始はさらに午前9時から午後5時までを診療時間として診療を行っています。また、症状が重い場合や入院が必要な際は、輪番制で2次救急を担当する各病院に紹介、搬送を行い対応しています。

このような医療機関情報については、子育て情報誌「佐倉っ子・子育てナビ」や佐倉市ホームページ、健康カレンダーに掲載しており、引き続き一層の周知に努めます。

【施策の方向】

子どもを持つ親からの要望も高い、小児初期急病診療所や第2次救急医療体制の充実及び周知を図ります。

主要事業 推進主体	内 容
小児初期急病診療所、第2次救急医療体制の充実及び周知 健康増進課	医師会・医療機関と連携を図り、小児初期急病診療所や第2次救急医療体制の充実を図ります。
医療情報提供の充実 子育て支援課・健康増進課	保健・医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子の作成により、医療機関についての情報提供を進めます。

(4) 施策 - 4 食育の充実

【現況と課題】

子どもの心身の健康には健全な食生活が欠かせません。本市では、保育園において地域の親子を対象とした試食会や食事相談を実施しています。また、学校においては、給食だより等の活用により児童や保護者への食に関する知識の普及や理解の促進を図るとともに、給食時間や家庭科、生活科等において地場産物を活用するなど、児童の食に関する興味・関心の喚起・向上に努めています。

【施策の方向】

保育園や幼稚園、学校において食に関する教育を充実させていきます。

	主要事業 推進主体	内 容
	食育の推進 子育て支援課・指導課	食に関する調査の実施と調査結果に基づく指導の継続実施、保護者との連携等により、子どもが適切な食習慣を身に付けられるようにします。
	食に関する地区講習会の推進 健康増進課	食生活改善推進員との連携により、適切な食習慣等についての周知啓発を図ります。
	地産地消の推進 農政課	安心安全で、生産者の顔がみえる食材を提供するための啓発に努めます。

(5) 施策 - 5 子どもの健康・体力づくり

【現況と課題】

本市では子どもの健康・体力づくりに向けて、各種情報誌の発行、ホームページを通じて情報の提供に努めており、幼児から小中学生向けの情報を集めた情報誌「さくらあそび場百科事典」では子ども向けの行事や、遊び場に関する情報を紹介しています。

また、子どもを含め市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の体育館や小学校の校庭を開放しています。

【施策の方向】

情報の提供、意識啓発、具体的な支援策の実施により、子どもの健康・体力づくりを推進していきます。

	主要事業 推進主体	内 容
	子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 子育て支援課・児童青少年課・生涯スポーツ課・社会教育課	幼児を持つ保護者に対する、身体を使った遊びや、戸外で安心して学び遊べる場所、スポーツサークル等についての情報を提供します。
	学校開放等の実施 社会教育課	学校開放等により、子どもが身体を動かす機会を拡充します。

(6) 施策 - 6 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、心身の発達のアンバランスなどから不安定になる時期であるといえます。このような時期における人工妊娠中絶や性行動にかかわる問題や、薬物の乱用、喫煙、飲酒などの問題は将来に至るまで大きく影響を及ぼすものと考えられます。

本市においては、保育園や幼稚園での職場体験や家庭科の授業などを通して育児に関する学習や乳幼児とふれ合う機会を設けることにより、育児を実感として捉えることを通して命の大切さや思いやりの心の育成を図っています。そして、地域交流の大切さについて普及啓発するなどにより、育児に関する肯定感ひいては自己肯定感を高めていくことが重要と考えています。また、理科や保健体育の授業、助産師等を講師とした性教育の実施により、性に対する正しい知識を普及するとともに、喫煙・飲酒・薬物等

の問題について、その害を広報に掲載するなどの情報提供や警察、保健所等と連携した薬物乱用防止教室を開催するなど、予防に努めています。

【施策の方向】

次代の親づくりという視点から思春期保健対策を充実させていきます。特に喫煙、飲酒、薬物等により、健康等を大きく損なうことがないように支援していきます。また、生命や性に関する教育を様々な世代を対象に実施することにより、子育ての喜びと責任を感じることのできる環境を整えます。また、母子保健事業の中で親子の結びつき、生命の大切さ等思春期保健を視野に入れた指導を行います。

	主要事業 推進主体	内 容
	次代の親づくり 指導課・社会教育課・児童青少年課・健康増進課	育児に対する関心・知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。また、各学校が必要に応じて、健康増進課、保健所等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。その他、「心の健康教育」の一環としての、思春期からの父性教育の実施を図ります。
	喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 指導課・健康増進課	思春期における喫煙・飲酒・薬物等の害についての教育の継続的な実施とチラシ、ポスター等による意識啓発を実施します。
	学校における性の教育・相談体制の充実 指導課	各学校において性教育を充実させます。同時に、スクールカウンセラー、養護教諭を中心とした相談体制の充実を図ります。 また、教育現場と保健行政それぞれが抱えている課題を共有できる体制の整備を図ります。その他、学校と家庭の連携強化にも努めます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 施策 - 1 多様な体験活動と地域活動の充実

【現況と課題】

本市では、豊かな自然環境を活用した自然体験や学校等における芸術・文化体験、また、ニュースポーツまつりやスポーツフェスティバル等スポーツの機会を提供することにより、子どもたちが多くの人々とかわり、人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育ていける環境づくりに努めています。

【施策の方向】

子どもたちが、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどの体験を通して、自らの興味や可能性を発見したり、人生の楽しみを知ったりすることができるよう、地域の人的及び物的資源を最大限に活用しつつ、誰でも参加しやすい多様な活動の機会や場を整備していきます。

	主要事業 推進主体	内 容
	芸術・文化体験の機会の拡大 文化課・音楽ホール・美術館	質の高い音楽・演劇・美術等を鑑賞するとともに、子ども自らがこれらの芸術を楽しんで実践できる機会を設けます。その時に、既存の美術館・音楽ホールや地域における人材の有効活用を図ります。
	スポーツ、自然体験等の活動の活発化 公民館・児童青少年課・生涯スポーツ課	本市に存在する貴重な緑等を活用した各種の自然体験活動や各種スポーツ活動を充実させます。これらの活動を通して子どもの生きる力や健康の増進等も図っていきます。
	文化財を活用した歴史体験事業の充実 文化課	本市に存在する文化財や博物館等を活用して、様々な歴史体験事業の拡充を図ります。
	児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 子育て支援課・社会教育課・公民館・図書館	子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できる様々な活動を開催します。

	児童交流事業の活発化 文化課	子どもたちの国際感覚を養うため、外国との交流事業の充実を進めます。
	子ども会活動の活発化 児童青少年課	子ども会活動の活発化により、地域の異なる世代の人々との交流や結びつきを強めていきます。
	子どもの社会参加の促進 企画政策課	子どもたちのまちづくりへの参加を進めます。

(2) 施策 - 2 世代間交流の推進

【現況と課題】

核家族化の進行は世代間の交流を疎遠なものとし、それに伴い、子どもが地域の大人やお年寄りから知識や経験を学ぶ機会も減少しているものと考えられます。

本市では、高齢者クラブや佐倉市民カレッジのイベントを通して保育園児と高齢者の交流が行われています。また、保育園や児童センター、老幼の館においては中学生や高校生のボランティアの受入れを行うなど乳幼児と中学生、高校生が交流を図れるよう努めているほか、子育て支援センター等において子どもと大人が地域での交流を図るために異世代間ふれあい事業を実施しています。

子どもが地域の大人やお年寄りとの交流を通じて様々な知識や経験、文化、人と人のかかわりの大切さや思いやりなどを身に付けることができるよう、今後とも一層の世代間交流を図れるよう支援していく必要があります。

【施策の方向】

多様な体験活動と地域活動といった様々な機会を活用して異なる世代間交流を促進します。

	主要事業 推進主体	内 容
	高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 子育て支援課	保育園等において、高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出を図ります。
	ふれあい体験等の推進 子育て支援課・社会教育課・指導課	中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。

(3) 施策 - 3 ゆとりある教育の推進

【現況と課題】

就学前の幼児期は心身の発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であるため、この時期における教育は重要と考えられます。本市では、保育園と幼稚園との交流保育を実施することで、集団保育の中で、遊びを通じた幼児教育を実践するとともに、同じ地域に住んでいる子どもたちが小学校への期待を広げられるよう努めています。

義務教育においては、子どもが「生きる力」を身に付けられることが必要であり、そのため、「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」をバランスよく育成することが重要となります。本市では、地域の自然環境や武家屋敷等を生かした体験学習や農業体験などにより様々な学習機会の提供に努めています。

今後も次代の担い手である子どもが心身ともに健やかに成長できるよう教育環境の整備に努める必要があります。

【施策の方向】

保育園・幼稚園と小学校との連携を強化しながら今後のニーズに合わせた就学前教育の充実を図ります。

また学校では、本市の特色を生かした教育内容の充実と施設・設備の整備を図るとともに、不登校やいじめに適切に対応できる相談・指導体制の充実を進めます。

	主要事業 推進主体	内 容
	就学前教育の充実 子育て支援課・指導課	集団保育の中での学習や遊び体験が十分行えるよう保育園の保育内容の充実を図ります。幼稚園では、預かり保育の実施を検討します。また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。
	保育園・幼稚園と小学校の連携 子育て支援課・指導課	保育園・幼稚園と小学校との交流を図り、連携を強化します。
	障害児教育の充実 指導課	障害のある子どものための教育機会をさらに充実させます。

	外部人材の活用 指導課	地域に開かれた学校を目指し、各分野の経験やノウハウを持った方を講師として招くなど外部人材の活用を図ります。
	相談・指導体制の充実 子育て支援課・児童青少年課・指導課	施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめ等の様々な問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。
	施設・設備の整備 子育て支援課・教育総務課	安全でゆとりある教育が実施できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、保育園、幼稚園、学校等の施設の整備・充実を図ります。

(4) 施策 - 4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充

【現況と課題】

中学生、高校生等の次代を担う若い世代が、子どもを産むことや育てることの意義を理解し、将来、親となることへの意識付けを行っていくことや子どもを産み育てたいという気持ちを育てていくことが必要だと考えられます。

本市ではこうした次代の親づくりの取組として、保育園、児童センター、老幼の館において職場体験やボランティアの受入れを行うことで、世代間交流を図るとともに、乳幼児とのふれあいにより、子育ての大変さや乳幼児を慈しむ気持ちの醸成を図っています。また、中学校や高校においては、家庭科や総合学習の時間を中心に子育てに関する知識の習得や幼児教育、家庭教育に関する関心・意欲の向上を図っています。

【施策の方向】

次代の親となる中高生が、子育ての楽しさや大切さを理解する機会を持てるよう、中高生と保育園児、幼稚園児、小学生等の交流の機会等を拡充します。

	主要事業 推進主体	内 容
	中学生等と子どもとのふれあいの 機会の創出 子育て支援課・社会教育課・指 導課	中学生や高校生を対象とした乳幼 児とのふれあい体験の実施等を進 めます。
	子育てに関する教育の推進 指導課	各学校が必要に応じて、保健所、 健康増進課等の協力を得て、子育 てに関する教育の推進を図りま す。

(5) 施策 - 5 家庭教育力の向上

【現況と課題】

本市では、家庭教育講座の開催や家庭教育手帳の配布により、
家庭の教育力の向上に努めています。

今後も、保護者が子どものしつけや教育に自信が持てるよう、
家庭教育に関する学習機会を充実させていくことが重要と考え
られます。

【施策の方向】

教育の出発点である家庭の教育力が重要であることから、家庭
教育力の向上を図るための支援を進めます。

	主要事業 推進主体	内 容
	家庭の教育力の向上 社会教育課	子どもの発達段階に応じ、家庭教 育の意義と役割を保護者自身が学 習する機会を設けるとともに、家 庭教育手帳のデータを提供しま す。また、民間の人材や社会資源 を活用した家庭教育事業を進めま す。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 施策 - 1 子どもと外出しやすい環境の整備

【現況と課題】

子育て家庭が安心・安全に生活していくためには、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備や外出先でも安心して授乳やおむつ交換などができるスペースの確保など公共施設の整備が必要です。

本市では子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、信号機や標識などの交通安全施設の整備について、関係機関に要請するとともに、市道において道路改良、歩道整備をすることにより、通行の安全性、特に通勤・通学における歩行者の安全性の向上に努めてきました。

しかし、本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「佐倉市には歩道があるところが少なく、道はガタガタ」「保健センターの子育て支援サービスや催し物に参加したくても交通の便が悪くて会場に行けない」等の意見が挙げられました。

今後も道路交通環境の向上に努めるとともに、公共施設などにおける授乳やおむつ交換等のための施設整備と授乳等のスペースの所在等の周知を図ることにより、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

【施策の方向】

子どもや妊産婦、親子連れが、交通の安全性に不安を感じたり、段差等に負担を感じることなく外出できるように、ユニバーサルデザインに配慮し歩道の設置・拡幅、道路・階段等の整備を進めます。また、公共施設等における設備の改善、体制の整備等を図ります。

	主要事業 推進主体	内 容
	道路の安全性と快適性の向上 交通防災課・道路管理課・道路建設課	都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、利便性・安全性等、道路交通環境の向上を図ります。
	利用しやすい公共施設等の整備 企画政策課・社会福祉課・管財課	公共施設、公共交通機関におけるエレベーター、授乳室、ベビーコーナー等の設置により、子育て世帯が安心して社会参加できるまちづくりを進めます。その他、施設整備にあっては、ユニバーサルデザインに配慮し、子どもに目が行き届く配置等の工夫をします。

(2) 施策 - 2 子どもが安心して遊べる環境の整備

【現況と課題】

子どもたちが近所で安心して外遊びができるよう、安全な遊び場が整備されていることが重要と考えられます。

そのため、本市では市内の公園において老朽化している施設の修繕等を実施し、安心・安全な公園として整備を推進しています。

また、本市の豊かな自然を生かし、自然とふれあう機会を確保するとともに、佐倉草ぶえの丘における収穫体験等による子どもの健全育成の機会の充実に努めています。

そのほか、学校の余裕教室等の開放や児童センター、老幼の館において遊びのボランティアの募集、育成を行うなど、子どもが安心して、安全に遊べるための取組に努めています。

【施策の方向】

身近な公園、広場、緑地、学童農園等の外遊び環境の整備を進めます。

	主要事業 推進主体	内 容
	公園・広場・緑地・学童農園の整備等 都市計画課・公園緑地課・農政課	子どもたちが、近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場、緑地の整備・再整備を進めます。 また、学童農園佐倉草ぶえの丘についても、子どもの健全育成を図るためさらなる充実に努めます。
	公園・緑地の維持管理体制の充実 公園緑地課	安全で快適に利用できるよう公園・緑地の維持管理体制の充実を図ります。街区公園は、より多くの住民参加による維持管理体制の啓発とその定着を図ります。
	学校施設を使った遊び場の拡充 指導課・社会教育課	体育館や校庭等、学校施設の開放を進めるとともに、余裕教室の活用を図ります。
	遊びの指導者の発掘・育成 子育て支援課	子どもたちが、安全に外遊びができるように支援する遊びの指導者等の発掘・育成を進めます。
	自然環境の保全 環境保全課	本市の豊かな自然環境を体験して、子どもたちが成長していけるように、必要な自然環境の維持保全を図ります。
	子育て総合情報冊子の作成 子育て支援課	各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。 また、ホームページにも情報を掲載します。

(3) 施策 - 3 ゆとりある住環境の整備

.....
【現況と課題】

子どもにとって快適で安全な住環境は不可欠です。本市においては、平成 18 年度までに大蛇町に 3 棟 120 戸の市営住宅を整備するなど市民の居住の安定を図っています。今後も子育て家庭のニーズに対応した市営住宅の供給による居住支援に努める必要があります。

.....
【施策の方向】

子どもの成長に応じた住まいが選択できるよう市営住宅の供給を図るとともに、安全な住環境の形成を図ります。

	主要事業 推進主体	内 容
	市営住宅の整備 建築指導課	子どもの成長過程にふさわしい市営住宅と遊び場等の住環境の整備を推進します。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 施策 - 1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成

【現況と課題】

家庭における子育ては夫婦それぞれが担うものであり、ともに協力して子育てや家事を行っていくことが重要です。この点、男性の子育てや家事にかかる時間は以前より増えてきてはいるものも、依然として女性に比べて少ないのが現状と考えられます。

本市では、男女平等参画講演会やさくらフェスタ、男女平等参画セミナー等の開催や情報誌の発行を通して市民に対する男女平等参画意識の浸透を図るとともに、男性がより一層子育てに対して自覚を持てるよう、男性も参加しやすい日曜日にマタニティクラスの開催日を設け、夫婦が妊娠から出産後の子育てについてそれぞれの役割や協力を考える機会とするなど、夫婦共同による子育て意識の醸成に努めています。

【施策の方向】

固定的な性別による役割分担意識にとらわれずに、家庭、地域、職場等の様々な場において、子育ては男女が協力し合って行うものである、子育ては男性にとっても大きな喜びとなる等の意識の醸成を図ります。

主要事業	推進主体	内 容
家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成	自治人権推進課・子育て支援課	家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう努めます。講座、講演会等の開催やリーフレットの作成、また、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習機会の提供に努めます。
マタニティクラスにおける父親の意識啓発	健康増進課	マタニティクラスにおいて、父親の育児への積極的な参加など、夫婦共同による、子育ての意識普及に努めます。

(2) 施策 - 2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

【現況と課題】

国が進める「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、子育ての支援策の柱となっています。

これまでの働き方の見直し、子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての人が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、市民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

また、男女問わず仕事と子育てを両立するには、育児休業をはじめとした様々な制度の活用が有効であるものの、依然として男性の取得者が少ないことや、事業所によっては制度が十分活用されていない場合もあります。本計画策定にあたって実施したニーズ調査でも、その自由回答において、「父親の育児休業が気軽に取れる状況ではない。もっとそれについて大きく取り上げてほしい」「事業主の理解促進等、子育て中の母親が働ける環境を整備してほしい」等の意見が挙げられています。

男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりや育児休業後に円滑に職場復帰できる環境づくりなどに向けた啓発なども重要と考えられます。

そのほか、ミレニアムセンター佐倉に設置している地域職業相談室では、求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行い就職の支援に取り組んでいます。今後も出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性や就労を希望する子育て中の女性等に対する支援にも努める必要があります。

【施策の方向】

関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性の理解と協力を求め、産休、育児休業、労働時間の短縮など、仕事と子育てが両立できる就業環境を目指し啓発を進めます。また、出産や子育てのために退職した女性が再就職するための支援を行います。

	主要事業 推進主体	内 容
	仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 自治人権推進課・子育て支援課・商工観光課	市内の企業・事業者に、子育て支援体制充実の必要性について啓発を図ります。また、育児休業制度等の周知やパートタイム労働者等への関係法規等の学習会を開催します。
	再就職の支援 商工観光課	出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、地域職業相談室等を活用し、女性の再就職を支援します。

第6節 子ども等の安全の確保

(1) 施策 - 1 犯罪防止策の推進

【現況と課題】

子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、日常生活における防犯の取組が重要になります。

本市では、自治会や自主防犯活動団体に対する腕章やタスキ、誘導灯、拍子木などの防犯資器材の貸出により、地域における自主的な防犯活動を支援するとともに、市内の防犯指導員を対象とした防犯研修会の実施により、警察などの専門的アドバイスを聞く機会を提供しています。また、各小・中学校においては、避難訓練時の不審者対応訓練や、朝の会や帰りの会等において不審者の情報を知らせることにより安全に対する指導を行っています。子どもたちの安全を地域の方々やボランティアの方々、保護者の方々と一緒に守っていくアイアイプロジェクトに基づく防犯体制が市全域に浸透しており、今後とも地域での見守りを推進していくことが重要となります。

【施策の方向】

地域における防犯体制の充実等の犯罪防止策を推進します。

	主要事業 推進主体	内 容
	地域での見守り体制の構築 自治人権推進課・指導課・学務課	地域の人々が、登下校中や遊んでいる子どもの安全に注意を払えるよう、啓発等を図っていきます。
	犯罪への対処方法の教育 指導課	犯罪等に対する基本的な対処方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図ります。

(2) 施策 - 2 いじめ対策の充実

【現況と課題】

本市では、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるという認識のもと、各小・中学校において、定期的に教育相談を行うとともに、各中学校にはスクールカウンセラーを配置し、いじめをはじめとした問題の発生予防と早期発見・早期対応に努めています。そのほか、佐倉市適応指導教室やヤングプラザ内の佐倉市教育電話相談室においては、いじめや不登校などに対する相談や支援活動を実施し、問題の解決に努めています。

【施策の方向】

いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。

	主要事業 推進主体	内 容
	関係者の連携の強化 指導課	地域全体で協力して子どもの成長を見守っていけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実します。
	学校教育相談員等による相談の実施 指導課	学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。

(3) 施策 - 3 交通安全教育の推進

【現況と課題】

交通事故から子どもを守るためには、市民全体が交通安全に関する正しい認識を持たなければなりません。

本市では、保育園において年齢に合わせた交通安全指導を実施しているほか、佐倉警察署員、交通安全ボランティア、交通安全協会等の協力のもと幼稚園、小学校、中学校において交通安全移動教室を開催し、道路の安全な渡り方、自転車の正しい乗り方等の指導を行い、子どもの交通安全に対する意識の向上に努めています。また、学校便りや保護者会を通して保護者に対して啓発を行っているほか、毎月実施している街頭啓発活動や年4回の交通安全運動期間における啓発などの継続的な活動を通して、交通安全に関する市民の意識の向上にも努めています。このような結果、交通安全指導に協力的な保護者や地域のボランティアによる支援が増えていることから、今後も引き続き、市民の意識の向上に向けた取組を行っていくことが重要と考えられます。

【施策の方向】

保育園や幼稚園、学校において交通安全教育を実施するとともに、様々な機会を通じて市民に向けた情報提供や啓発を行います。

	主要事業 推進主体	内 容
	交通安全教育の実施 交通防災課・子育て支援課・指導課	子どもが道路等でできるだけ交通安全に注意を払って行動できるように、警察等の協力のもと保育園や幼稚園、小・中学校で交通安全教育を実施します。
	親に対する啓発・情報提供 交通防災課・指導課	子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を様々な機会を通じて実施します。また、チャイルドシート着用等乳幼児の安全のための情報も提供していきます。

第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 施策 - 1 児童虐待の防止

【現況と課題】

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大変な影響を及ぼすことから、発生の予防とともに早期の発見、対応が図られなければなりません。

本市では、平成17年度から家庭児童相談を専門に担当する班を設置し、児童虐待に関するケースの情報の一元化や進行管理等、また、児童虐待防止の総合相談窓口として対応しています。平成19年には佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童相談所や警察署、医療機関、学校、保育園など行政や関係機関と連携したネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を行っています。

このほか、市民を対象に児童相談・児童虐待の通告先をホームページや毎月広報に掲載するとともに、パンフレットやリーフレットの作成、配布を通して周知に努めています。

【施策の方向】

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、虐待ハイリスク妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。

	主要事業 推進主体	内 容
	児童虐待防止対策の充実 自治人権推進課・児童青少年課・健康増進課・指導課	関係機関によるネットワークの活動を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。
	養育支援の充実 児童青少年課・健康増進課	乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門的知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。

市民への啓発 自治人権推進課・児童青少年課	こうほう佐倉、市ホームページ、CATV、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先・連絡先の周知に努めます。
民生委員・児童委員等への研修の充実 社会福祉課・児童青少年課	民生委員・児童委員、主任児童委員等に虐待予防やその早期発見を踏まえた研修を設け、さらなる知識の修得を図ります。
家庭児童相談室の体制強化 児童青少年課	児童青少年課内の家庭児童相談室の充実を図り相談体制を強化します。

(2) 施策 - 2 ひとり親家庭への支援

【現況と課題】

近年、離婚の増加等に伴い、ひとり親家庭が増加の傾向にあります。本市ではひとり親家庭自立支援員を設置し、経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれやすいひとり親家庭に対し、その自立に必要な情報提供及び支援を行っています。

今後もこうした家庭が安心して暮らせるよう、経済面での支援とともに相談への対応や助言・指導、交流の場や機会の確保等による精神面での支援を行っていく必要があります。

【施策の方向】

ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援を進めます。

主要事業	推進主体	内 容
ひとり親家庭自立支援員の設置	児童青少年課	ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。

ひとり親家庭等日常生活支援事業 児童青少年課	ひとり親家庭の方が、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。
自立支援教育訓練給付金事業 児童青少年課	ひとり親の職業能力を高めていく取組を経済的に支援します。
ひとり親家庭等医療費等助成事業・児童扶養手当支給事業 児童青少年課	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 児童青少年課	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施していきます。
交流の場の拡充 児童青少年課	ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援を充実させます。
入学就職祝金の支給 児童青少年課	入学就職祝金を継続し、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。

(3) 施策 - 3 障害児への支援の充実

【現況と課題】

すくすく発達相談や健診等を通じて障害の早期発見に努めています。また、障害のある子どもが地域でともに生活していけるよう、保育園への受入れを行っています。

本計画策定にあたって実施したニーズ調査では、その自由回答において、「障害のある子どもへの支援サービスをもっと充実させてほしい」「サービスなどの情報があまり伝わってこない」等の意見が挙げられています。

今後も医療機関や療育機関等関係機関との連携のもと、相談支援や生活支援などのサービスの一層の充実に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るとともに、ホームヘルパーなどによる生活の支援や社会参加の促進を図ります。

	主要事業 推進主体	内 容
	相談・指導・訓練体制の充実 障害福祉課・子育て支援課・健康増進課	身体障害・知的障害等、障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を関係機関の連携により図ります。
	生活支援の充実 障害福祉課	心身に障害のある子どものいる家庭で、一時的に介護ができないときのショートステイ、ホームヘルパーの利用に対し、介護給付費等を支給することにより、介護者の負担の軽減と生活支援を図ります。
	関係機関の連携強化 障害福祉課・子育て支援課・健康増進課	児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるように図ります。
	心身障害者等についての意識の啓発 障害福祉課・子育て支援課・指導課	講演会等の充実により、子どもたちが心身障害等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていけるよう意識の啓発を進めます。
	社会参加の促進 障害福祉課・子育て支援課・指導課	研修会の開催、地域生活支援事業の利用により、外出がより気軽にできるようにします。また、保育園、小学校等へ障害の程度に応じて、子どもができる限り参加できるようにし、社会参加を促進します。

第2章

目標事業量

第1節 将来人口の推計

(1) 人口の推計にあたって

コーホート変化率法
「コーホート」は、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団を指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

本計画では、将来の子どもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することが求められている事業があることから、計画期間である平成22年度から平成26年度における将来人口の推計をコーホート変化率法 によって行いました。

本推計は、住民基本台帳の実績人口に外国人登録者を按分して加えた人口に基づき行いました。

(2) 子どもの人口の推計

本市の将来の子どもの人口を推計した結果は下表のとおりです。平成21年から平成26年にかけて、子どもの人口の減少が予想されます。

【各歳別・男女別子どもの人口】

(単位：人)

	平成21年4月1日(実績)			平成26年4月1日(推計値)		
	合計	男	女	合計	男	女
0歳	1,216	617	599	1,109	575	534
1歳	1,368	707	661	1,223	630	593
2歳	1,336	698	638	1,301	675	626
3歳	1,315	674	641	1,365	707	658
4歳	1,455	753	702	1,436	745	691
5歳	1,459	757	702	1,419	715	704
就学前乳幼児	8,149	4,206	3,943	7,853	4,047	3,806
6歳	1,474	745	729	1,519	779	740
7歳	1,526	795	731	1,451	754	697
8歳	1,520	798	722	1,410	721	689
小学校低学年児童	4,520	2,338	2,182	4,380	2,254	2,126
9歳	1,543	815	728	1,548	797	751
10歳	1,545	780	765	1,533	795	738
11歳	1,598	836	762	1,527	776	751
小学校高学年児童	4,686	2,431	2,255	4,608	2,368	2,240
12歳	1,609	784	825	1,576	817	759
13歳	1,539	763	776	1,571	822	749
14歳	1,687	891	796	1,577	833	744
中学生	4,835	2,438	2,397	4,724	2,472	2,252
15歳	1,590	815	775	1,580	797	783
16歳	1,715	860	855	1,629	852	777
17歳	1,718	894	824	1,637	797	840
高校生等	5,023	2,569	2,454	4,846	2,446	2,400
合計	27,213	13,982	13,231	26,411	13,587	12,824

第 2 節 推計ニーズ量と目標事業量

(1) 推計ニーズ量

本計画では、国より全国共通に、市区町村単位で目標を設定することが求められている事業があります。目標の設定は、事業のニーズ量を把握した上で行う必要があり、その算出には、策定にあたって実施した「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」の結果を使用します。この調査は国から示された設問が中心であり、全国共通の方法によって算出したニーズの発生率と、推計した将来の子どもの人口から、今後のニーズ量を算出します。

調査の結果からニーズ量を推計すべき事業について、本計画最終年度である平成 26 年度のニーズ量を示すと下表のとおりとなります。

【平成 26 年度推計ニーズ量】

事業名	平成 21 年 3 月 31 日現在実績	推計ニーズ量(平成 26 年度)
通常保育事業	1,523 人 (平成 21 年 5 月 1 日現在)	2,822 人
	3 歳未満児 617 人	3 歳未満児 1,274 人
	3 歳以上児 906 人	3 歳以上児 1,548 人
延長保育事業	20 時まで(5 園)	2,175 人/日 (20 時までのニーズ)
休日保育事業	0 人	1,103 人/日
病児・病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)	0 人	84 人/日 (年間 25,064 人、300 日開所として算出、小数第一位を四捨五入)
放課後児童健全育成事業	1,295 人(28 か所) (平成 21 年 6 月 1 日現在)	1,656 人
一時預かり事業	5 か所 (300 日開所、30 人定員と仮置きして年間 45,000 人)	393 人/日 (年間 118,044 人、300 日開所として算出、小数第一位を四捨五入)

(2) 目標事業量の設定

本計画では、推計ニーズ量等を踏まえ、最終年度である平成26年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量(数値目標)を以下のように定め、推進します。

【後期計画目標事業量】

事業名	事業内容	
	平成 22 年 3 月 31 日現在実績	目標事業量 (平成 22 年度 ~ 26 年度)
通常保育事業 (認可保育園定数)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業	
	1,402 人	1,800 人
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00~18:00)を超えて保育を行う事業	
	20 時まで (5 園)	延長保育の充実(20 時まで 6 園)
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業	
	0 人	60 人(2 か所) (年末保育含む)
病児・病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)	病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業	
	0 人	3 人(1 か所)
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業	
	1,295 人 (28 か所)	・学童保育所未整備小学校区(1 学区)の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設 6 年生までの受入れ
地域子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業	
	13 か所 (うち、ひろば型 2 か所、センター型 11 か所)	17 か所で実施 (うち、ひろば型 6 か所、センター型 11 か所)
一時預かり事業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業	
	60 人 (5 か所)	90 人(8 か所)
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助をしたい人と援助を受けたい人を会員とする組織により、保育園までの送迎、保育園閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業	
	未実施	1 か所で実施

